

一般社団法人日本胸部外科学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本胸部外科学会と称し、
英文では The Japanese Association for Thoracic Surgery と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、胸部外科学の学術研究に関する事業を通して、国内外の胸部外科学の進歩と普及に貢献し、学術文化の発展と国民の医療と福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 胸部外科学に関する学術集会、講演会及びセミナー等の開催
- (2) 胸部外科学に関する研究及び調査
- (3) 胸部外科学に関する機関誌及び学術図書等の編纂・発行
- (4) 胸部外科領域における専門職の育成及び支援
- (5) 胸部外科領域における患者の安全に関する事業
- (6) 国内外の関連学術団体との連携及び交流
- (7) 前各号に附帯する一切の事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員の種別は、次の通りとする。

- (1) 一般会員：この法人の目的に賛同して入会する医師又はこれに準ずる者
- (2) 準会員：前号以外の者で、この法人の目的に賛同して入会する医療従事者。
ただし職種は問わない。
- (3) 正会員：この法人の目的に賛同し、理事会の承認を経た専門医等
- (4) 特別会員：この法人の発展に特別の功労のあった者の中から、理事会の議決を経て、理事長が推薦した医師及び医療従事者
- (3) 名誉会員：胸部外科学の進歩に多大な寄与のあった者の中から、理事会の議決を経て、理事長が推薦した個人
- (4) 購読会員：この法人の事業に賛同して入会し学会誌を購読する個人及び団体

(5) 賛助会員：この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 一般会員、準会員、購読会員及び賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

3 正会員になろうとする者は、理事会に申し込むものとし、正会員選出委員会により選出され、理事会の承認を経て、正会員となる。

4 特別会員及び名誉会員は、理事会の議決を経て、理事長が推薦し、本人の承諾をもって入会するものとする。

(会費)

第7条 一般会員、準会員、正会員、購読会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための会費として、評議員会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 特別会員及び名誉会員は、会費の納入を要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

ただし、すでに納入した会費は返還しない。

(除名及び懲戒)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名又は懲戒することができる。ただし、除名する場合は、理事会の決議に加え、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の決議がなければならない。また、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名又は懲戒すべき正当な事由があるとき。

2 前項の会員の懲戒は、次の2種とする。

- (1) 会員資格の停止
- (2) 戒告

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 7 条の支払いの義務を継続して 2 年以上履行しなかったとき。

(2) 当該会員が死亡又は賛助会員が解散若しくは破産したとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

第 4 章 評議員（社員）及び評議員会（社員総会）

（評議員）

第 11 条 この法人は、評議員を置き、評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

（評議員の選任）

第 12 条 評議員は、正会員の中から、別に定める規定に従って選任する。

2 評議員選出を行うために必要な細則は、理事会において別に定める。

（評議員の任期）

第 13 条 評議員の任期は、1 期 2 年とし、選任された日から次の評議員が選任されるときまでとする。ただし、補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一にする。

2 評議員は再任を妨げない。ただし、満 65 歳以上の者は、評議員として選任することができない。

（評議員の解任）

第 14 条 評議員は、評議員としてふさわしくない行為があったとき、又は特別な事情があるときは、理事会及び評議員会の議決を経て、これを解任することができる。この場合、その評議員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（構成）

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。ただし、特別会員及び名誉会員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

2 前項の評議員会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権限）

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 会費の額

(2) 会員の除名

- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款等で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面等をもって開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(議決権)

第 20 条 評議員会における議決権は、1 評議員につき 1 個（票）とする。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事又は監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は、他の評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

- 第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び評議員会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名する。

第 5 章 役員

(役員の設置)

- 第 23 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 24 名以上 34 名以内
- (2) 監事 2 名以上
- 2 理事のうち、理事長 1 名及び副理事長 1 名以上 3 名以内を置く。
- 3 この法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

- 第 24 条 理事及び監事は、評議員の中から選出し、評議員会で選任する。ただし、監事については、外部監事として、評議員外からも選任できるものとする。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を掌理しその業務を執行し、副理事長は理事長を補佐する。
- 3 理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前 2 項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるととき、又は法令若しくは定款に

違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、理事及び監事を解任する場合は、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第 32 条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 定時理事会は、毎年 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があつたとき

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。ただし、副理事長が欠けている場合は、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、副理事長がこれに当たる。ただし、副理事長が欠けているときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。また、理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならぬ。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び評議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 この法人は、評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 補則

(委員会)

第 45 条 この法人は、事業の円滑な執行を図るため、理事会の議を経て各種委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、目的とする事項について調査・研究・審議を行う。
- 3 委員会の委員の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 委員会の運営に関して、必要な事項は理事会において定める。

(地方会)

第 46 条 この法人は、必要に応じて、理事会の決議によりこの法人の関連団体として地方会を置くことができる。

(事務局)

第 47 条 この法人に、この法人の事務を処理するための事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

(委任等)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から 2020 年 7 月 31 日までとする。

1 この定款は、2023 年 10 月 12 日から施行する。

1 この定款は、2024 年 10 月 29 日から施行する。

1 この定款は、2025 年 10 月 15 日から施行する。